

(ア) 入札価格が予定価格の範囲であること。

(イ) 別紙11「評価項目一覧」に記載される要件のうち、必須項目をすべて満たしていること。(別紙11「評価項目一覧」の必須項目における「企画書の頁」が空欄の場合は、当該必須項目が記載されていないものとみなす。)

イ 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点(基礎点+加点)} + \text{価格点}$$

技術点は、必須項目審査で得られた基礎点と加点項目審査で得られた加点の合計点である各評価者の得点の算術平均とする。(200点満点)

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

(3) 落札者の決定に係る留意事項

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2) 落札方式及び得点配分」の「イ 総合評価点」の計算によって得られた数値の最も高い一者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が二者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ウ 落札者が決定したときは、厚生労働省は遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表する。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、入札参加意思表示期限までに1者も入札参加の意思表示を行う者がいない場合、入札参加資格を満たす者がいない場合、必須項目を全て満たす入札参加者がいない場合または再入札を行っても落札者が決定しない場合は、厚生労働省が自ら当該業務を実施することと等とし、その理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会に報告する。

7 社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報の開示

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙12のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

ア 民間事業者は、次の(ア)から(カ)について、厚生労働省に報告するとともに、必要に応じて厚生労働省から求められた場合にも同様に報告することとする。

- (ア) 調査票受付簿 (週1回)
- (イ) 事業所からの問い合わせ・苦情対応票 (週1回)
- (ロ) 事業所への照会票 (週1回)
- (エ) 事業所への督促状況票 (週1回)
- (オ) 勤務体制表 (毎月初め)
 - ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制表 (予定)
 - ・ 調査票等を扱うことが出来る人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
 - ・ 勤務体制については、各工程に作業責任者をおき、氏名、所属、連絡先を報告
 - ・ 督促、内容チェック及び苦情対応業務等の業務担当者の氏名、所属を報告
- (カ) 事業報告書 (平成21年調査における結果 平成22年3月31日までに提出)
(平成22年調査における結果 平成23年3月31日までに提出)
(平成23年調査における結果 平成24年3月31日までに提出)

イ 厚生労働省は、民間事業者から受けた報告、上記(1)アについて取りまとめの上、各調査実施年の翌年6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次のアからウによるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の

事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話（適宜）

厚生労働省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを詳細に調べる。

イ 調査客体への電話等（適宜）

厚生労働省から調査客体へ直接電話等を行うことにより、督促等において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調べる。

ウ 従来の実施状況との比較（少なくとも毎月1回以上）

回収率について、すべての種類の調査票を社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査別に平成19年の国直轄調査（郵送調査）の実績値と比較することで進捗状況を確認する。

(3) 指示について

厚生労働省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、厚生労働省に対して助言、協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して厚生労働省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

- (7) 民間事業者は、2(2)アに定める業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなければならない。なお、必要に応じて、民間事業者(再委託先を含む。)に立ち入り、業務の実施状況等を把握する必要から請負業務の場所は日本国内において実施すること。
- (4) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

イ 公正な取扱い

- (7) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
- (4) 民間事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ウ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

エ 宣伝行為の禁止

- (7) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「厚生労働省社会統計課」や「社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること(一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の1つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。)及び当該自ら行う業務が社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。
- (4) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

オ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

カ 記録・帳簿書類

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破砕等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、厚生労働省にその旨を報告しなければならない。

キ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ク 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

ケ 再委託

- (ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。
- (ウ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で厚生労働省の承認を受けなければならない。
- (エ) 民間事業者は、上記(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が厚生労働省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、「(4) 秘密の保持」及び「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 上記(イ)から(エ)に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

コ 請負内容の変更

民間事業者及び厚生労働省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

サ 契約の解除等

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (7) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき
- (4) 暴力団員を業務の統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (5) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

なお、本規定により厚生労働省が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を厚生労働省に納付しなければならない。

シ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省とが協議するものとする。

9 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 厚生労働省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって厚生労働省に損害を与えたときは、民間事業者は、厚生労働省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める業務を履行期限までに履行できないときは、遅延賠償金として履行期限の翌日から起算した遅延日数に応じ、契約金額に対し年1000分の50に相当する金額を厚生労働省の指定する期間内に

納付しなければならない。

10 法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について、毎年度の業務期間終了時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、民間事業者の実施状況を調査する。回収率や照会件数を実績値と比較することで、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価する。

(3) 調査項目

ア 調査対象名簿の作成状況（平成21年度は除く。）

イ 回収率・照会件数

ウ 実施経費（業務終了時点）

質の維持向上だけでなく、経費削減が達成されたか確認する。

(4) 厚生労働省は必要に応じ、民間事業者（再委託先を含む。）及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 厚生労働省は、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11 その他実施に関し必要な事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 統計法令の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守するものとする。

特に、統計法は第41条において、調査客体の秘密は保護されなければならないと定

めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のア及びイのいずれかに該当する者は、法第55条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 8(1)アによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は8(2)による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、8(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(4)の刑を科されることとなる。

(6) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告

厚生労働省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、遅滞なく、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

(7) 厚生労働省の監督体制

ア 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、8(2)により行うこととする。

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査における平成21～23年の施設・事業所見込み数

別紙1

平成21～23年施設・事業所見込み数 ・業務の内容別留意事項		平成21年		平成22年		平成23年		業務別留意事項	
		施設・事業所数		施設・事業所数		施設・事業所数		P10(イ)	P10(エ)
		調査対象 名簿作成 時	名寄せ 作業後	調査対 象名簿 作成時	名寄せ 作業後	調査対 象名簿 作成時	名寄せ 作業後	調査関 係用品 の印刷	調査票及 び調査関 係用品の 封入・発送
社会福祉施設等調査	保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票	24,100	24,100	23,600	23,600	23,100	23,100	・追加発送分(新規等)を考慮し、余部分を印刷すること。なお、不測の場合の追加印刷あり。 ・別途、保管分各30部ずつを印刷し、国立福祉施設等分と併せて国に納品すること。	・追加発送あり ・調査対象名簿等は県・市に発送
	障害者支援施設等調査票	10,800	10,800	10,300	10,300	9,800	9,800		
	児童福祉施設等調査票	13,000	13,000	12,500	12,500	12,000	12,000		
	保育所調査票	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200	26,200		
	障害福祉サービス等事業所票	58,800	39,200	61,700	41,200	64,700	43,100		
	計	132,900	113,300	134,300	113,800	135,800	114,200		
介護サービス施設・事業所調査	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票	7,400	7,400	8,200	8,200	9,100	9,100	・追加発送分(新規等)を考慮し、余部分を印刷すること。なお、不測の場合の追加印刷あり。 ・別途、保管分各100部ずつを印刷し、国に納品すること。	・追加発送あり ・調査対象名簿等は県・市に発送
	介護老人保健施設票	4,100	4,100	4,500	4,500	4,900	4,900		
	介護療養型医療施設票	2,600	2,600	2,300	2,300	2,100	2,100		
	訪問看護ステーション票	12,300	6,600	13,000	7,000	13,600	7,300		
	居宅サービス事業所(福祉関係)票	212,800	80,900	225,300	85,700	238,500	90,700		
	地域密着型サービス事業所票	29,800	14,900	32,000	16,200	35,000	17,500		
	居宅サービス事業所(医療関係)票	39,100	11,800	41,000	12,300	43,100	12,900		
	計	308,100	128,300	326,300	136,200	346,300	144,500		
利用者票	介護保険施設利用者個票			136,300				・抽出された施設等における調査票	
	介護保険施設利用者一覧票			3,900					
	訪問看護ステーション利用者個票			47,500					
	訪問看護ステーション利用者一覧票			1,900					

(注1)平成21年から23年の数値は、平成20年実績を基にした各年の推計値である。

* 障害者自立支援法の施行に伴う経過措置等も考慮して推計した。